

桜川市学校部活動の方針（第4版）

令和8年(2026年)3月9日

桜川市教育委員会

1 学校部活動の適切な運営

令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、「部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから、学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである」ことが明記された（総則編及び保健体育編）。さらに、運動部の活動において、レクリエーション志向の生徒、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間とする工夫や、複数のスポーツや文化・科学分野等の幅広い活動を含めて幅広く経験できるよう配慮することが求められている。

これまで学校部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら実施してきた。近年、急激な少子化が進む中、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校単位及び学校間連携のもとで行われてきた学校部活動と、地域クラブ活動等を含め、地域全体で生徒の豊かな活動機会を確保する地域展開を目指している。

今後は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な活動であることを改めて確認するとともに、国の動向を踏まえ、平日における学校部活動の地域展開を推進する段階となる。地域展開を進めるにあたっては、従前から学校部活動が担っていた、自主性・協調性・責任感・連帯感などの育成、豊かな人間関係の構築など、生徒の心健全育成を図るという本質は変わらない。

そこで本市では、市立中学校・義務教育学校（以下「市立中学校等」という。）の部活動について、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（R7.12 文部科学省）、「茨城県『部活動の運営方針』（R4.12 茨城県教育委員会）」（以下「県運営方針」）、「茨城県運動部活動の運営方針（改訂版）Q&A R4.12 茨城県教育委員会」に則り、に基づき、休日の部活動の地域展開の確実な実施及び平日の部活動の地域展開が着実に進むよう、「桜川市学校部活動の方針」（以下「市学校部活動の方針」という。）を次のとおり定める。

2 学校部活動の活動時間管理の徹底

（1）適切な活動時間、休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

- 活動時間は、平日1日当たり2時間を上限とする。
- 校長及び部顧問等は、生徒との話し合いの上、上限の範囲内で、合理的でかつ効率な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を除く。）を設定する。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の双方に参加する場合は、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲以内とする。
- 週休日・休日において、部活動として参加できる行事は、次のとおりとする。
 - ・中学校体育連盟（以下「中体連」と呼ぶ。）主催の大会
 - ・吹奏楽連盟主催のコンクール、マーチングバンド協会主催の大会
 - ・その他これらに準ずる行事

イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問等は、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。

ウ 休養日の設定

- 学期中は、平日は原則として週2日以上以上の休養日を設ける。週休日・休日は休養日とする。長期休業中（夏季休業・冬季休業・年度末年度始休業）も同様とする。
- 校長は「市学校部活動の方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し公表する。
- 校長は、定期試験実施日の直前3日間を学校全体の休養日とする。
- 桜川市として共通した以下の休養日（オフシーズン等）を次のとおり設ける。

【学校閉庁日、年度末年度始の平日2日間】

- ・ 8月13日～16日（4日間） ・ 11月13日（1日） ・ 12月27日～1月4日（9日間）
- ・ 年度末・年度始の平日（2日間）

- 当面の間、完全下校時刻（生徒が学校を出る時刻）の上限は表1のとおりとする。ただし、本上限は市として上限を設定するものであり、校長は自校の教職員の勤務時間を考慮し、勤務時間内となるよう下校時刻を適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度にならないよう十分留意すること。

表1 桜川市完全下校時刻（上限）

月	4	5～7	9	10	県西新人大会後	11	12	1	2	3
部活動終了時刻	17:30	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	16:45	17:15	17:30
下校時刻	17:45	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	17:00	17:30	17:45

3 適切な部活動運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問等は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- 校長及び部顧問等は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問等に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担及び部活動の位置付けの見直し

- 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用やその徴収方法、中体連や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。また、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。
- 現在、各学校において任意加入である部活動が教育課程としての生徒会組織に位置付けられている場合、校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直すとともに、部活動加入生徒のみで構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、必要な見直しを行う。
- PTA・後援会・振興会等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、全保護者に対し、P

TA・後援会・振興会等への加入前に充当について説明し理解を得るとともに、部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いとする。

(2) 指導・運営体制の構築

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

○ 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。(学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約についても検討)

イ 部顧問等対象研修の設定

- 教育委員会及び学校は、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修の機会を設定する。
- 学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

ウ 熱中症の防止

○ 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数(WBGT)が 31℃以上 の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市学校部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」(以下「学校活動方針」)を毎年度策定する。
- 部顧問等は、「年間の活動計画(予定)」(活動日時・場所、休養日、大会参加日時等)を4月20日までに、「毎月の活動計画」を前月の20日までに作成し、校長に提出し許可を得る。また、「毎月の活動実績」を翌月の10日までに作成し、校長に提出する。
- 校長は、全部活動の「年間の年間計画(予定)、毎月の活動計画、毎月の活動実績」を学校のホームページへ掲載し公表する。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

○ 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、定期的な「部顧問会議」等を開催し、自校の部活動が「県運営方針」「市学校部活動の方針」「学校活動方針」に則り、行われているかを点検し、適切な運用を徹底する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) スポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問等は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるように努める。
- 校長及び部顧問等は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

(2) 地域展開の一層の推進

ア 休日の地域展開完全実施から平日の地域展開へ

- 各学校において、これまでの休日の地域展開完全実施に加え、平日の部活動地域展開を推進する。
- 平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いできることに留意する。

イ 地域展開と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 教育委員会は、市立学校の教職員の兼職兼業の申請があった場合には、法令及び規則等に則り、本人が兼職兼業を希望し、校長に相談の上、学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において認めるものとする。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する

6 その他

- 部活動の運営上必要な事項は、市立中学校等が定める「学校部活動方針」に記載する。
- 「桜川市学校部活動の方針（第4版）」は令和8年3月9日に各校に通知する。校長は、本方針の趣旨を踏まえ、各校の令和8年度の「学校部活動方針」を策定する。「学校部活動方針」は、保護者及び生徒への周知を経て、令和8年4月1日から運用する。

なお、本方針は、従前の「桜川市部活動の方針（第3訂版）」の内容を見直し、題名を改めた上で第4訂版として策定したものである。